

# うらやす 議会だより

発行 浦安市議会  
編集 うらやす議会だより編集委員会  
〒279-8501 千葉県浦安市猫実一丁目1番1号 ☎047-712-6788(直通)  
URL <http://urayasu.gsl-service.net/>

## 第2回定例会

### 令和6年度一般会計補正予算など 15議案を可決

#### 市議会議員の長期欠席に係る議員報酬及び 期末手当の特例に関する条例を議員発議し 全員賛成で可決

令和6年第2回定例会を、6月5日より6月27日まで開催しました。  
今定例会では、市長から提出のあった補正予算2件、条例の一部改正4件、  
契約の締結1件、契約の変更3件、人事案件2件を審議し、12議案を可決  
したほか、議員発議が3件あり可決しました。



夏・盆踊り

### マチイロ うらやす議会だよりを「マチイロ」で配信

より多くの皆さんにお読みいただくため、スマートフォン・タブレット端末専用  
アプリ「マチイロ」でも、うらやす議会だよりを配信しています。  
ぜひ、ご利用ください。

※アプリの利用は無料ですが、通信料は自己負担となります。  
※アプリ使用中に表示される広告は、市議会とは一切関係がありません。  
※アプリについては(株)ジチネットワークスへお問い合わせください。



Android 端末用 ios 端末用

### 議決内容

#### 補正予算

- ◎一般会計補正予算(第1号)  
【全員賛成・可決】  
歳入歳出それぞれに3億4300万円を追加し、歳入歳出予算の総額を803億4300万円とした。
- ◎国民健康保険特別会計補正予算(第1号)  
【賛成多数・可決】  
歳入歳出それぞれに2800万円を追加し、歳入歳出予算の総額を127億8200万円とした。

#### 条例の一部改正

- ◎専決処分の承認を求めることについて(市税条例の一部改正)  
【全員賛成・承認】  
地方税法の改正に伴い、所要の改正を行った。
- ◎専決処分の承認を求めることについて(国民健康保険税条例の一部改正)  
【賛成多数・承認】  
地方税法施行令の改正に伴い、所要の改正を行った。
- ◎市税条例の一部を改正する条例の制定について  
【全員賛成・可決】  
地方税法等の改正に伴い、一定のバイオマス発電設備に係る固定資産税の課税標準の特例を定め、認定長期優良住宅に係る固定資産税について特例要件に該当すると認められる場合に職権で特例を適用することができることとし、及び固定資産税の課税標準に係る土地の価格の特例を延長し、並びに市民税等について減免事由に該当することが明らかである場合に職権で減免することができることとするともに、その他所要の改正を行った。
- ◎都市計画事業土地画整理事業施行条例の一部を改正する条例の制定について  
【全員賛成・可決】  
清算金を分割徴収する場合に付すべき利率の利率を改めるため、改正を行った。

#### 契約の締結

- ◎斎場火葬炉給排気設備改修工事の請負について  
【全員賛成・可決】  
斎場火葬炉給排気設備改修工事を行うための工事請負契約を株式会社宮本工業所と1億9999万25千円で締結した。

#### 契約の変更

- ◎高洲小学校他2校普通教室等空調設備改修工事の請負契約について  
【全員賛成・可決】  
契約金額を3億7056万8千円から3億8404万4100円に変更した。
- ◎南小学校他2校普通教室等空調設備改修工事の請負契約について  
【全員賛成・可決】  
契約金額を3億2208万円から3億7302万2100円に変更した。
- ◎北部小学校・日の出中学校普通教室等空調設備改修工事の請負契約について  
【全員賛成・可決】  
契約金額を2億3705万円から2億4627万2000円に変更した。

#### 人事案件

- ◎固定資産評価委員の選任について  
【全員賛成・同意】  
宇田川勝正氏を選任することに同意した。
- ◎人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについて  
【全員賛成・適任】  
村田清光氏を適任と認めた。

#### 発議

- ◎市議会議員の長期欠席等に係る議員報酬及び期末手当の特例に関する条例の制定について  
【全員賛成・可決】
- ◎義務教育費国庫負担制度の堅持に関する意見書の提出について  
【全員賛成・可決】

#### 報告

- ◎国における令和7年度教育予算拡充に関する意見書の提出について【全員賛成・可決】
- ◎継続費繰越計算書について
- ◎繰越明許費繰越計算書について
- ◎事故繰越し繰越計算書について
- ◎下水道事業会計予算繰越計算書について
- ◎下水道事業会計継続費繰越計算書について
- ◎債権の放棄について
- ◎寄附受入れについての報告(令和6年1月1日から令和6年4月30日まで)
- ◎定期監査の結果報告(生涯学習部、会計課、議会事務局、選挙管理委員会事務局、監査委員事務局)
- ◎例月出納検査の結果報告(1月、2月、3月分)
- ◎令和5年度工事監査の結果報告
- ◎浦安市職員措置請求(住民監査請求)の要旨の送付について
- ◎浦安市職員措置請求について

### 日程表

※令和6年第2回定例会は下記の日程で行われました。

月日	曜日	内容
6月5日	水	開会、会期の決定、提案理由の説明
13日	木	会派代表総括質疑、議案各委員会付託、人事議案審議
18日	火	教育民生常任委員会
19日	水	都市経済常任委員会
20日	木	総務常任委員会
25日	火	一般質問
26日	水	一般質問
27日	木	一般質問 委員長報告に対する質疑・討論・採決、 発議審議、閉会



# 一般質問

今定例会では、6月25・26・27日の3日間にわたり、13人の議員が質問し、市政全般に対して活発な論議を展開しました。ここでは、質問者順にその一部を掲載いたします。

## コミュニティスクール推進事業について

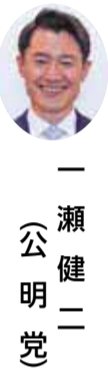


橋爪雄輔 (自由民主党・緑風会)

**問** 本市において、今年の4月から導入されたコミュニティスクールであるが、地域ともにある学校づくりについて、本市が目指すコミュニティ・スクールの具体的なイメージはどのようなものか伺いたい。

**答** 本市においては、学校と地域が連携する中で、学校の運営のみならず、学校が地域のよりどころとなり、学校を核とした地域のネットワークが形成され、学校を取り巻く地域の課題解決に取り組むようなコミュニティ・スクールを目指したいと考えている。

## 命を守るがん対策の推進について



一瀬健二 (公明党)

**問** 市民がどのようながんで亡くなるのか、その傾向と対策について、市民にどのような周知・啓発をしているのか伺いたい。

**答** 健康子ども部長 千葉県衛生統計による本市のがんの死因順位は、令和2年から4年までの3年間で、1位が肺がん、2位が膵臓がん、3位が胃がんとなっている。傾向としては、肺がん、胃がんは減少しているものの、膵臓がんが令和3年から4年にかけて増加している。本市では部位別のがん検診を実施し、早期発見・早期治療につながるよう努めているほか、市ホームページ等で、がん予防に関する知識の普及・啓発を図っており、学校の授業でも学習の機会を設けている。

## 将来に向けた人口戦略について



川野辺則章 (立憲民主党)

**問** 人口戦略会議では、本市の20歳から39歳の若年女性人口が2050年までに約6割減少すると予測している。また、本市の合計特殊出生率は2018年から2022年の期間で県内ワースト3位である。本市特有の事情や要因について伺いたい。

**答** 市長 令和4年の千葉県人口動態統計では、年齢別出生数は25歳から39歳で約9割を占め、合計特殊出生率は、15歳から49歳までの年齢別出生率を合計したもののだが、本市の令和4年度の人口動態では、15歳から24歳での転入が多いものの出生数が多い年齢層である25歳以降では転出超過に転じるため、結果として出生率が低く算出されているものと考えている。

## 市制施行記念碑「明日へ」について



美勢麻里 (無会派)

**問** 市制施行の記念碑「明日へ」は、どのような経緯で撤去され、どこに、いつ、どの期間保管されていたのか、どのような判断なのか、決定を下したのは誰なのか、どのように廃棄されているのか、伺いたい。

**答** 総務部長 平成25年に新庁舎の建設を計画する中で、記念碑の設置場所が建設予定地に当たったことから、記念碑の所有者である市が弁護士に相談した上で取壊しの判断をしたものである。その後、新庁舎建設工事の開始時期に合わせ、平成26年3月に旧東野学校給食センターへ移設し一時保管し、平成30年3月に、同給食センターの解体とともに廃棄したものである。

## 学齢期の子どもたちの育ちを支えるために



田村李瑠 (無会派)

**問** 小学生家庭の保護者が学区の中学校を知る機会は、秋の学校公開時期のみであるが、それよりも早い時期に中学校の様子を知る機会が欲しいという需要を認識しているのか、また、どのような把握をしているのか伺いたい。

**答** 教育総務部長 例年10月に各中学校において、6年生の保護者を対象に学校公開期間を設けている。その主な目的は、入学前の保護者が授業や学校の様子を参観することで、入学への見通しを持ち、準備を進められるようにすることにある。

## デジタル地域通貨について



広田尚大 (市民維新の会)

**問** 観光業は大切であるが、本市に根づいた市内の個人事業主や小規模事業主にこそ、重点的な支援や、強い地域経済の基盤づくり、活性化が重要であると考えているが、市の考えを伺いたい。

**答** 市民経済部長 コロナ禍を経て業績が回復傾向にある企業が多い中、市内事業者の経営基盤の底上げ、地域経済活性化のためには、市の産業振興・ビジョンの基本目標で掲げた「時代に対応した地場産業の振興」、「魅力あふれる観光の振興」、「産業を支える人材の育成・確保」、「産業基盤の強化」これらを達成するため、引き続き様々な施策を進めていくことが重要であると考える。

## 市民まつりの実態について



広瀬明子 (無会派)

**問** 市民まつり終了後に契約書の開示請求を行ったところ、市民まつりに関する契約書は作成または取得していないという理由で、不存在決定になった。

**答** 市民経済部長 市民まつり実行委員会は任意団体であり、契約については民法が適用され、民法第522条第1項及び第2項では、契約の申込みに対してその相手方が承諾したときに成立するとなっており、法令に特別の定めがある場合を除き、書面での作成を要しないこととなっている。

## 共生社会の実現について



上野賢一 (公明党)

**問** 障害者差別解消法や本市の条例の認知度を高める啓発活動について、また啓発活動から得られた成果及び見えてきた課題について伺いたい。

**答** 福祉部長 障害者差別解消法や市条例の認知度を高めるため、昨年12月の障がい者週間に合わせて、障がい理由とする差別の解消の促進について周知・啓発を行った。また、令和6年4月から民間事業者における合理的配慮の提供が義務化されるにあたり、理解促進のための研修会を開催した。課題としては、特に民間事業者に対し、引き続き理解促進を図っていく必要があると考えており、今後も障がい者差別解消に向けた周知・啓発に努めていきたい。

## 介護・福祉事業について

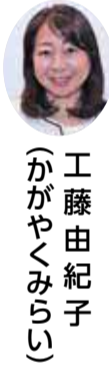


末益隆志 (かがやくみらい)

**問** 今回の介護・福祉報酬改定を、市ではどのように受け止めているのか、市が評価している点について伺いたい。

**答** 福祉部長 令和6年度の報酬改定については、職員の処遇改善の充実や基本報酬の引上げが行われるなど、全体的には良質なサービスの提供に向けた働きやすい職場づくりに資する内容であると捉えている。その一方で、障がい者グループホームの報酬区分などの変更のほか、介護保険サービスにおける一部サービスの基本報酬の引下げや減算の追加なども含まれていることから、今後、関係するサービス事業者への影響を注視する必要があると考えている。

## PTAについて



工藤由紀子 (かがやくみらい)

**問** 市はPTAの活動が園や学校でどのような役割を担っているか、どの程度園児、児童・生徒にとって重要であるかをどのように認識しているのか伺いたい。

**答** 副市長 PTAは社会教育法第10条に規定する社会教育団体であり、各学校等で保護者と教職員によって組織されるものであるが、市内のPTAには、これまでも各園や小・中学校においてイベントの企画や運営をはじめ教育活動に係る行事などのサポートをしていたりしているところである。このようなことから、園や学校においては、子どもたちの学びや成長を支援する役割を果たしていただいているものとして捉えている。

## 安心して住み続けられる浦安のまちづくりについて



中村理香子 (公明党)

**問** 住宅セーフティネット法改正について、本市は令和5年3月に住宅セーフティネット方針を策定し、その後のような体制を進めているのか現状を伺いたい。

**答** 市長 住宅セーフティネットを推進するためには、市、また貸主、不動産関係団体及び居住支援団体などの関係者間の密接な連携や協力が不可欠であると考えている。

## 舞浜地区の今後について

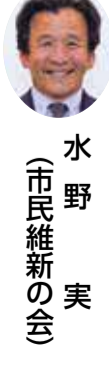


西川嘉純 (自由民主党・緑風会)

**問** 舞浜駅周辺整備の課題認識、必要性と事業化に向けた意気込みについて伺いたい。

**答** 市長 これまで南口の暫定橋の新設等に取り組むとともに、基礎調査の実施などにより継続的に検討してきたが、コロナ禍での中断を余儀なくされた。コロナ禍を経た今、本市のさらなるにぎわいや魅力が高まっていくことが期待される中、舞浜駅周辺地区での整備の実現に向け、関係機関と協議しながら、交通結節点機能の分担、本市の魅力発信する新たな場の創出、生活利便施設の在り方を検討し、住民と、また来訪される方、双方に配慮した機能強化に取り組んでいきたい。

## 大規模災害発生時の体制について



水野実 (市民維新の会)

**問** 本年1月1日に発生した震度7クラスの巨大地震で、能登地方は甚大な被害に見舞われた。そのような中、各自治体が所有する機材、備品等を現地に職員が持っていく助け合いをしており、キャンピングカー、トイレトレーラー、キッチンカー、こういったものについて、今回の能登地震では、自治体ないしは民間が全部持ち出しで支援をしている。

**答** 総務部長 本市において、被災自治体に提供できる移動可能な施設・設備については、現在保有していない。



# 代表質疑 派括 会総

今定例会では、6月13日の本会議において、1人の議員が会派を代表して質疑を行いました。

ここでは、質疑及びその答弁の要旨について、掲載いたします。

## 自由民主党・緑風会

専決処分の承認を求めることについて(市税条例の一部改正)

**問** 改正内容の主なものと、改正に伴う市税への影響について伺いたい。

**答** 財務部長 令和6年度の税制改正による地方税法の一部改正に伴い、能登半島地震災害に係る雑損控除の特例や個人市民税の特別税額控除の創設、また固定資産税の負担調整措置の延長などである。市税への影響として特別税額控除の減収が考えられるが、減収分は国からの地方特例交付金で全額補填されることから、今回の改正分での市税への影響は現状ないものと考えている。

**問** 専決処分の承認を求めることについて(国民健康保険条例の一部改正)

**問** 後期高齢者支援金等課税額の改正を行った理由を伺いたい。また、この制度改正の内容の被保険者への周知方法と、課税額の改正による市財政への影響について伺いたい。

**答** 健康こども部長 令和6年3月に地方税法施行令が改正され、後期高齢者支援金等課税額に係る課税限度額が引き上げられた。これは、高齢化等により医療費が増加する中で、中間所得層の負担増に配慮しながら保険給付に必要な収入を確保しようとするものであり、本市としても同様の考えの下に国民健康保険条例を改正し、地方税法施行令に合わせた上限額の引上げを行うこととしたものである。また、被保険者への条例改正の周知の方法は、市ホームページへの掲載のほか、今後、広報うらやすの紙面への掲載や納税通知書にリーフレットを同封してお知らせする予定である。なお、今回の課税限度額の引上げによる市財政への影響額は、約1千万円の増収を見込んでおり、これにより、一般会計からの赤字補填目的の繰入金と同額減少させることができるものである。

専決処分の承認を求めることについて(市税条例の一部改正)

# 各常任委員会の審査から

今定例会で、所管の委員会に付託された各議案は、6月18日の教育民生常任委員会、6月19日の都市経済常任委員会、6月20日の総務常任委員会でそれぞれ審査しました。

ここでは、主な議案の質疑およびその答弁の要旨について、掲載いたします。

## 総務常任委員会

専決処分の承認を求めることについて(市税条例の一部改正)

**問** 令和6年能登半島地震災害に係る雑損控除額の特例について、現時点でこの特例を使いたいという方からの申請があるのか伺いたい。

**答** 令和6年度当初課税において対象者はゼロとなっている。対象となる方に対しての周知の方法を伺いたい。

**問** 令和6年中に石川県と富山県から転入された方については、雑損控除が考えられるが、ホームページ等で周知していきたい。ホームページや広報への記載のほかに周知の方法は考えられないか伺いたい。

**答** 雑損控除については、所得税の確定申告をするのが原則であり、ホームページには、国税局のリンクを張ったものを用意しているが、細かい部分についても今後、周知していきたい。

**問** 一般会計補正予算(第1号)

**問** 財政調整基金からの繰入金1億5702万円の増額について、財政調整基金の残高は7億8千万円だと認識しているが、将来的な財政調整基金の適正水準を維持するために、事業を選定する上での基準や指針、ルールなどがあるのか伺いたい。

**答** 財政調整基金の適正な額と、いうところでは、市の健全な財政運営に関する条例において、年度間の財政調整や災害復旧などに対応するため、一定の年度末残高の確保に努めなければならないとしており、その基準で50億円を下回らないように努めている。それを踏まえて、予算編成の中では歳入の確保はもとより、既存の事業等見直しを行い、50億円を下回らないようにしていきたいと考えている。

## 教育民生常任委員会

専決処分の承認を求めることについて(国民健康保険条例の一部改正)

**問** 後期高齢者支援金等課税額が2万円上がるなどの内容だが、市内の対象世帯数と金額を伺いたい。

**答** 課税限度額の引上げに影響を受ける世帯は、546世帯から、改正後では485世帯となり、61世帯の減少を見込んでいる。また、軽減措置の対象世帯は、5割軽減の対象世帯が1445世帯で、33世帯の増加となり、2割軽減対象の世帯は1387世帯で、14世帯の増加を見込んでいる。

**問** 一般会計補正予算(第1号)

**問** 福祉相談デジタル技術活用事業は、相談員の相談記録票などの作業負担軽減等、相談支援業務の質を確保するため、紙ベースで運用されている運用から、一連の業務のデジタル化を推進することになるが、システム導入による効果について伺いたい。

**答** 導入の効果は、ガイダンス機能によって相談員にメッセージを教えることにより、経験が浅い相談員であったとしても、的確な相談、質の高い相談ができるということ、もう一つは、相談記録などの時間の削減ができるとされている。

**問** 新型コロナウイルススワッチ

**問** 新型コロナナウイルススワッチ予防接種事業は、対象になる方に対し、市の助成額5千円、自己負担額2千円として定期予防接種を実施するとしており、対象人数3万3400人に対して接種率65%で、2万1700人と見込んでいるが、この65%の根拠について伺いたい。

**答** 令和6年4月1日現在の対象者が同じである高齢者インフルエンザの過去3年間の平均接種率65%の実績や、過去の新型コロナウイルススワッチ接種の65歳以上の3回分の平均接種率67%を勘案し想定したものである。

## 都市経済常任委員会

一般会計補正予算(第1号)

**問** 都市整備企画調整事業、テーマパーク拡張に伴う影響調査事業1150万円の内訳を伺いたい。

**答** 調査の基礎データ整理として約100万円、新エリア開業後の交通影響分析として100万円、人流データを活用した来街者属性や人流分析に約350万円、その他人流データ調達費として約500万円に消費税等を加味したものである。

**問** 計画事業土地区画整理事業施行条例の一部を改正する条例の制定

**問** 清算金の分割徴収の利率についての改正であるが、条例改正案が可決された場合、可決前から継続している土地区画整理事業については、どのような利率が採用されるのか伺いたい。

**答** 今、実際の浦安の土地区画整理事業で継続している事業は、あくまでも上限にしている利率であって、実際に支払うときの利率は、また別で定められているため、変わるものではないところである。

**問** 清算する場合の実際に支払う利率は別で定められているとのことだが、どういった取決めの中でなされているのか伺いたい。

**答** 施行規則の中で分割徴収する場合にあっては、財政融資資金による貸付金に適用される法定利率を適用するということがうたわれている。

**問** 現在は年3%程度の利率だが、ということではないのか伺いたい。

**答** あくまでも上限の利率であり、令和5年4月1日から令和8年3月31日までの法定利率の上限が3%になっている。

**問** 清算金及び分割徴収の対象者はどれくらいか伺いたい。

**答** 市が清算金を徴収する権利者数は22人であり、そのうち分割で納付をする権利者数は22人である。

**問** 市役所や公民館等に掲示し、市のホームページでも公開します。

月日	曜日	内容
9月4日	水	議会運営委員会
6日	金	本会議 (提案理由の説明)
13日	金	本会議 (会派代表総括質疑)
17日	火	都市経済常任委員会
18日	水	総務常任委員会
19日	木	教育民生常任委員会
25日	水	本会議(一般質問)
26日	木	本会議(一般質問)
27日	金	本会議(一般質問)
30日	月	本会議(一般質問)
10月1日	火	本会議(一般質問) (質疑・討論・採決)

請願の審査結果	
不採択とされたもの	
令和6年 請願第2号	「契約に関する統計の整備を求める」請願

※定例会の予定は、議会運営委員会で決定されるため、変更となる場合があります。決定された日程は、市役所や公民館等に掲示し、市のホームページでも公開します。



◇ 可決した発議・意見書 ◇

浦安市議会議員の長期欠席等に係る議員報酬及び期末手当の特例に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、議員の職責及び議会への市民の信頼の確保の重要性に鑑み、議員が長期欠席等をした場合における、浦安市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例(昭和31年条例第10号。以下「議員報酬条例」という。)に規定する当該議員の議員報酬及び期末手当に関し特例を定めるものとする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 会議等 浦安市議会定例会及び臨時会の本会議、全員協議会、浦安市議会委員会条例(昭和56年条例第5号)に定める常任委員会、議会運営委員会及び特別委員会、浦安市議会会議規則(昭和56年浦安市議会規則第1号)第167条に規定する議員の派遣並びに同規則第106条に規定する委員の派遣をいう。
(2) 長期欠席 議員が疾病その他の事由により市議会の会議等を欠席した日から市議会の会議等に出席した日の前日までの期間で、当該期間が90日を超えるものをいう。

(届出)

第3条 議員は、長期欠席をすることとなったときは、その旨を議長に届け出なければならない。この場合において、議員自らが届け出ることができないときは、当該議員の代理人が届け出るものとする。

2 議員は、前項の規定による届出後に長期欠席の期間を終え、又は終える見込みとなったときは、その旨を議長に届け出なければならない。この場合において、議員自らが届け出ることができないときは、当該議員の代理人が届け出るものとする。

3 議長は、前2項の規定による届出があったときは、これを認定し、必要と認める場合は、医師が記載した証明書等を求めることができるものとする。

(議員報酬の減額)

第4条 議員が長期欠席した場合の議員報酬は、議員報酬条例第2条に規定する職に応じた議員報酬の月額に、次の表の左欄に掲げる長期欠席の期間に応じ、同表の右欄に掲げる減額割合を乗じて得た額を減額して支給するものとする。

Table with 2 columns: 長期欠席の期間, 減額割合. Rows include 90日を超え180日以内の期間 (100分の25), 180日を超え270日以内の期間 (100分の50), 270日を超え365日以内の期間 (100分の75), 365日を超える期間 (100分の100).

- 2 前項の規定は、長期欠席の期間が90日を経過する日の翌日から長期欠席の期間が終了する日までの期間に係る議員報酬について適用するものとする。
3 前2項の規定により議員報酬を減額して支給する期間内に1月に満たない日数の月があるときは、その月分の議員報酬は、日割計算により減額して支給するものとする。

4 前項の日割計算の方法は、議員報酬の月額に減額を要する日数を乗じ、これをその月の現日数で除した額に第1項に規定する減額割合を乗ずるものとする。

5 第1項及び第2項の規定により議員報酬を減額して支給する場合において、第1項の表の左欄に掲げる長期欠席の期間が月の途中で変更となるときは、その月分の議員報酬は、第1項の表の左欄に掲げる長期欠席の期間に応じ、同表の右欄に掲げる減額割合を乗じて得た額を日割計算により減額して支給するものとする。

6 前項の日割計算の方法は、第1項の表の左欄に掲げる長期欠席の期間に応じ、それぞれ議員報酬の月額に減額を要する日数を乗じ、これをその月の現日数で除した額に同表の右欄に掲げる減額割合を乗じて得た額を合計するものとする。

7 第1項及び第2項の長期欠席の期間は、市議会の会議等を欠席した日又は長期欠席届出書の届出のあった日のいずれか早い日から、市議会の会議等に出席した日又は復帰届出書の届出のあった日のいずれか早い日の前日までとする。

(期末手当の減額)

第5条 6月1日及び12月1日(以下この条例においてこれらの日を「基準日」という。)のそれぞれ前6月以内の期間において、前条の規定により議員報酬を減額して支給された月があるときの期末手当は、議員報酬条例に規定する期末手当の額に、基準日(基準日において長期欠席の期間が終了しているときは、その終了の日)における前条第1項の表の左欄に掲げる長期欠席の期間に応じ、同表の右欄に掲げる減額割合を乗じて得た額を減額して支給するものとする。

(適用除外)

第6条 次に掲げる事由により議員が会議等を欠席した場合は、当該欠席期間は、長期欠席の期間に含まない。

- (1) 千葉県市町村非常勤職員公務災害補償等に関する条例(昭和44年千葉県市町村総合事務組合条例第14号)により認定された公務上の災害又は通勤による災害
(2) 議員の出産(出産予定日以前6週間目(多胎妊娠の場合にあっては、14週間目)に当たる日から出産の日後8週間を経過する日までの期間内に限る。)
(3) 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成10年法律第114号)第18条第1項に規定する患者又は無症状病原体保有者となった場合
(4) その他議長が認める事由

(議員報酬の一時差し止め)

第7条 議員が刑事事件の被疑者又は被告人として逮捕、勾留その他の身体を拘束される処分を受けたときは、その日から当該処分を解かれる日(保釈により当該処分が一時解除される場合にあっては、一時解除される日)までの期間は、議員報酬を一時差し止めするものとする。ただし、当該期間の始期が議員報酬を支給する日の直前であることその他の理由により当該議員報酬の支給を一時差し止めすることができない場合は、この限りでない。

2 前項の規定により議員報酬を一時差し止めする期間内に1月に満たない日数の月があるときは、その月分の議員報酬は、日割計算により支給するものとする。

3 前項の日割計算の方法は、議員報酬の月額に支給を要する日数を乗じ、これをその月の現日数で除するものとする。

4 第1項ただし書の場合において、同項に規定する期間に係る議員報酬が支給されたときは、当該議員報酬については、支給のあった日の翌月の末日までに返納しなければならない。

(期末手当の一時差し止め)

第8条 基準日のそれぞれ前6月以内の期間において、前条第1項の規定により議員報酬を一時差し止めされ(当該基準日以前6月より前の日において同項に規定する身体を拘束される処分を受け、当該基準日以前6月以内の期間において引き続き議員報酬を一時差し止めされていた場合を含む。)、かつ、基準日において、なお、それが継続しているとき又は保釈により同条第1項に規定する処分が一時解除されている場合であって、判決が確定していないときは、期末手当を一時差し止めするものとする。

(一時差し止めされていた議員報酬又は期末手当の支給)

第9条 前2条の規定により一時差し止めされていた議員報酬又は期末手当は、当該一時差し止めに係る刑事事件について公訴を提起しない処分があったとき又は当該一時差し止めに係る刑事事件の無罪の判決(無罪と同様の効果を有する判決及び決定を含む。以下この条において同じ。)が確定したときは、当該処分があった日又は当該無罪の判決が確定した日の属する月の翌月(その日が月の初日であるときは、その日の属する月)の議員報酬の支給日に支給するものとする。この場合において、議員の資格を失っているときも、同様とする。

(一時差し止めされていた議員報酬又は期末手当の不支給)

第10条 第7条の規定により議員報酬を一時差し止めされた場合で当該一時差し止めに係る刑事事件に関して有罪の判決が確定したときは、一時差し止めされていた議員報酬は、支給しないものとする。

2 第8条の規定により期末手当を一時差し止めされた場合で当該一時差し止めに係る刑事事件に関して有罪の判決が確定したときは、一時差し止めされていた期末手当は、支給しないものとする。

(端数計算)

第11条 この条例の規定により計算した議員報酬及び期末手当の額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

(前任期中の減額等の効力)

第12条 前任期中において、この条例の規定により議員報酬等の減額、一時差し止め又は不支給とされた議員が議員の資格を失い、再び議員の資格を得た場合は、前任期中の減額、一時差し止め及び不支給の効力は、当該任期に及ばないものとする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

義務教育費国庫負担制度の堅持に関する意見書

義務教育費国庫負担制度は、憲法上の要請として、教育の機会均等とその水準の維持向上を目指して、子ども達の経済的、地理的な条件や居住地のいかにかわらず無償で義務教育を受ける機会を保障し、かつ、一定水準の教育を確保するという国の責務を果たすものである。

政府は、国家財政の悪化から同制度を見直し、その負担を地方に転嫁する意図のもとに、義務教育費国庫負担金の減額や制度そのものの廃止にも言及している。

地方財政においても厳しさが増している今、同制度の見直しは、義務教育の円滑な推進に大きな影響を及ぼすことが憂慮される。また、同制度が廃止された場合、義務教育の水準に格差が生まれることは必至である。

よって、国においては、次代を担う子ども達の教育に責任を持つとともに、教育水準の維持向上と地方財政の安定をはかるため、義務教育費国庫負担制度を堅持するよう強く求める。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和6年6月28日

浦安市議会議長 小林 章宏

あて 内閣総理大臣 様
財務大臣 様
文部科学大臣 様
総務大臣 様

国における令和7年度教育予算拡充に関する意見書

教育は、憲法・子どもの権利条約の精神に則り、日本の未来を担う子ども達を心豊かに教え、育てるという重要な使命を負っている。しかし現在、日本の教育は「いじめ」、「不登校」、少年による凶悪犯罪、さらには経済格差から生じる教育格差・子どもの貧困等、さまざまな深刻な問題を抱えている。また、東日本大震災、原子力発電所の事故、さらには各地で地震や豪雨、台風などの大規模災害が立て続けに発生しており、災害からの復興は未だ厳しい状況の中にあるといわざるをえない。さらには近年、新型コロナウイルス感染症という新たな問題も発生し、長期休校などによる子ども達の学習の遅れや格差の拡大、不安やストレスなどの深刻な状況をもたらした。

一方、国際化・高度情報化などの社会変化に対応した学校教育の推進や教育環境の整備促進、さまざまな教育諸課題に対応する教職員定数の確保等が急務である。

千葉県及び県内各市町村においても、一人ひとりの個性を尊重しながら、生きる力と豊かな人間性の育成を目指していかなければならない。そのため、さまざまな教育施策の展開が求められているが、各自治体における財政状況の厳しい現状をみれば、国からの財政的支援等の協力が不可欠である。充実した教育を実現させるためには、子ども達の教育環境の整備を一層すすめる必要がある。

そこで、以下の項目を中心に、令和7年度にむけての予算の充実をさせていただきたい。

- ・災害からの教育復興にかかわる予算の拡充を十分にはかること
・少人数学級や小学校高学年専科を実現するため、公立義務教育諸学校の教職員定数を改善する計画を早期に策定・実現すること
・教職員の待遇改善を図るため十分な予算措置を講ずること
・保護者の教育費負担を軽減するために義務教育教科書無償制度を堅持すること
・現在の経済状況を鑑み、就学援助や給付型奨学金に関わる予算をさらに拡充すること
・安心して学校生活を送れるよう、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等相談体制を充実させるとともに多様な学びの場の充実を図り、誰もが学ぶことができる機会を保障すること
・子ども達が地域で活動できる総合型地域クラブの育成等、環境・条件を整備すること
・老朽化等による危険をともなう校舎・ブロック塀の改築や、更衣室、洋式トイレ、空調設備設置等の公立学校施設整備費を充実すること
・子どもの安全と充実した学習環境を保障するために、基準財政需要額の算定基準を改善し、地方交付税交付金を増額すること
・GIGAスクール構想の着実な推進と教育DXを加速化し、学校現場における校務の効率化や様々な課題に対応できる環境を整えること
・食は人間活動の基本である。給食費の無償化については、自治体毎ではなく、ナショナルミニマム(最低限度の生活水準)として国が行うこと

国においては、教育が未来への先行投資であり、日本の未来を担う子どもたちに十分な教育を保障することが、国民の共通した使命であることを再認識され、国財政が非常に厳しい状況の中ではあるが、必要な教育予算を拡充することを強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和6年6月28日

浦安市議会議長 小林 章宏

あて 内閣総理大臣 様
財務大臣 様
文部科学大臣 様
総務大臣 様

ようこそ浦安市議会へ

令和6年4月1日から令和6年7月31日までの間に、本市の施策等について他市の議会が行政視察に訪れました。

- 4/4 千葉県議会 明海南小学校及び明海中学校の取り組みについて
4/30 千葉県議会 特別養護老人ホームの現状について
5/9 富山県高岡市議会 液状化被害からの復旧・復興について
5/10 山梨県南アルプス市議会 防災街区整備地区計画について
7/1 千葉県市川市議会 屋内水泳プールについて
7/10 埼玉県川口市議会 小学校のクーラー・エレベーターの設置、小学校の給食について
7/11 福井県鯖江市議会 保育ママについて、病児・病後児保育について、給食費の無償化について
7/17 大阪府堺市議会 県立特別支援学校誘致について
7/25 岐阜県羽島郡町村議会議長会 液状化被害とその対応策について

本号は、第2回定例会について編集をいたしました。お気づきの点やご意見がございましたら、左記までお知らせください。



浦安市猫実一丁目1番1号
浦安市議会事務局
電話 0477-35112
FAX 0477-35111
うらやす議会だより編集委員会
委員長 上野 賢一
副委員長 深津 賢一
委員 橋爪 徳一
委員 齊藤 賢一
委員 田代 賢一
委員 尚雄
委員 大輔